

## 新設分割公告

平成 23 年 2 月 18 日

株主各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 22 号  
株式会社クレオ  
代表取締役 土屋 淳一

当社は、新設分割により新設する株式会社クレオマーケティング（東京都港区高輪三丁目 19 番 22 号）に対して当社の Z e e M 事業のトヨタビジネス推進室、プロダクト事業部、マーケティング統括部、関西システム事業の関西システム事業部及び管理本部（ガバナンス及び株式関係に関する事業を除く。）に関する権利義務を承継させることといたしましたので公告いたします。

会社法第 806 条第 1 項の規定に基づき、この会社分割に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、本公告掲載の日から 20 日以内に、書面によりその旨をお申し出ください。

以上